

ゴルフ場利用税

■納める人

ゴルフ場の利用に対して課される税金で、ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納めます。

■納める額

利用者1人1日につき**230円**から**1,000円**を納めることになります。

その税率は、ゴルフ場の規模などによるゴルフ場ごとの等級で決められており、次の表のとおりです。

| 等級 | 税 | 率 |
|-----|---------|---------------|
| 1 級 | 1人1日につき | 1,000円 |
| 2 級 | 1人1日につき | 800円 |
| 3 級 | 1人1日につき | 600円 |
| 4 級 | 1人1日につき | 450円 |
| 5 級 | 1人1日につき | 330円 |
| 6 級 | 1人1日につき | 230円 |

※ 次の者が利用する場合には、非課税となります。ただし、利用者が免許証、障害者手帳や学生証等を提示して、次の者であることを証明する場合に限られます。

- ◎年齢18歳未満の者
- ◎年齢70歳以上の者
- ◎障害者
- ◎国民スポーツ大会及び国際競技大会の競技会及び公式練習に選手として参加する者
- ◎学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、児童及び引率する教員
(国スポや学校の教育活動として使用する場合は、県の教育委員会、学校長の証明書が必要です。)

■申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月の15日までに申告し、納税します。

■市町に対する交付

ゴルフ場利用税の収入の10分の7は、ゴルフ場所在の市町に交付されます。

